

重要事項説明書

(2025 年 9 月 1 日現在)

様

特定非営利活動法人オリーブの実
訪問看護ステーションオリーブのさと

訪 問 看 護 重 要 事 項 説 明 書

訪問看護サービスの提供開始にあたり当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	特定非営利活動法人オリーブの実
代表者氏名	理事長 角野 めぐみ
所 在 地 電 話 番 号	滋賀県守山市守山6丁目 8-15-1 電話 077-599-1401

2 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーションオリーブのさと
所 在 地 電 話 番 号	滋賀県甲賀市水口町八坂 2 番 5 2 号 0748-65-3103
サテライト 所 在 地 電 話 番 号	信楽サテライト 滋賀県甲賀市信楽町長野 372 番地 0748-82-3101 鹿深サテライト 滋賀県甲賀市土山町市場 390 番地 4 0748-66-2310
管理者の氏名	駒井 和子
介護保険事業所番号	2561490190
事業実施地域	甲賀市内

3 サービスの提供時間帯

サ ー ビ ス 提 供 日	月～金（但し、祝日・年末年始を除く）
サ ー ビ ス 提 供 時 間	8：30 ～ 17：15
※緊急時の対応のため24時間体制をとっています。	

4 事業の目的と運営方針

事業の目的

利用者の療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復をめざすこと及び他の保健・医療・福祉サービスとの連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

運営の方針

(1) ひとりを大切に

その人にとって、どうすることが良いのかを、第一に考えます。

(2) さらに良い方法は

今あるサービスを最大限に利用できるように考え、さらに良い方法はないかと常に話し合います。

(3) みんなで力をあわせて

医療機関をはじめ、保健・福祉サービスとの連携を十分にとり、チームでの効率のあるケアを目指します。

5 事業所の職員体制

職 種	人数	職 種	人数
管 理 者：兼務	1	理学療法士・作業療法士	1 以上
看護師・保健師	2.5 以上	事務職員	1 以上

6 サービス内容

(1) 自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

訪問看護サービスとして、下記の内容の全てまたは一部を提供します。

- ① 病状観察
- ② 清拭、洗髪
- ③ 褥創の処置
- ④ 体位交換
- ⑤ カテーテル等の管理
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 食事・排泄の介助
- ⑧ 家族の看護・介護指導
- ⑨ 服薬指導
- ⑩ 急変時や緊急時の対応
- ⑪ その他主治医の指示に基づくもの

(2) リハビリテーションを希望される場合は、当事業所のリハビリテーション専門の療法士が利用者の同意を得て、看護師に代わり訪問させて頂く場合があります。

7 職員の禁止事項

職員は、サービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預り
- (2) 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の同居家族に対するサービスの提供
- (4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、および飲食

- (5) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。）
- (6) その他利用者または家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為。

8 利用料

- (1) 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。
- (2) 利用者は「訪問看護 利用料金表」（別紙1）に定めた指定訪問看護等のサービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要となった費用をお支払いいただきます。
- (3) 通常の事業実施地域（甲賀市）以外への訪問は市域を超えた地点から、往復に要した距離、1 kmにつき20円を乗じて得た額を交通費として徴収します。
- (4) 保険外サービスを利用する場合は、「訪問看護 保険外サービス」（別紙2）に基づいた金額を徴収します。

9 利用料金の支払い方法

- (1) 利用者に対し、毎月翌月15日までに、当月のサービスの提供日、サービスの内容、利用料等の内訳を記載した利用明細書を作成し、請求書に添付して送付します。
- (2) 請求書には、下記を明示します。
 - ①利用者が利用した訪問看護サービスにつき、種類ごとに利用回数、利用単位の内訳、介護保険適用の有無、法定代理受領の有無
 - ②訪問看護サービスの提供にかかる実費金額
- (3) 利用者は、自己負担金を、次のいずれかの方法によりお支払い願います。
 - ①自動口座引落し（ご指定の金融機関の口座より毎月27日（休日の場合は翌日）に引落します。）
 - ②現金払い（サービス提供の翌月、定められた期日までにお支払い願います。）
 - ③銀行振込をされる場合は、振込手数料をご負担いただきます。
- (4) 利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対し、領収書を発行します。領収書には事業者が提供する各種サービスごとの介護保険給付の対象となるものと、対象外との区別、領収金額の内訳を明示します。
- (5) 利用料領収証は、医療費控除の還付請求の際に必要となることがありますので、必ず保管されますようお願いいたします。なお、領収証の再発行はできませんので、ご了承をお願いいたします。

10 キャンセル料

当日になって指定訪問看護等のサービスの利用をキャンセルするときは、キャンセル料の支払いを求めることがあります。

(1) 介護保険

時 間	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日	利用者負担の50%

(2) 医療保険

時 間	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日	1,000 円

※ただし、利用者の状態の急変など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

11 緊急時の対応方法

サービス提供中に体調や容態の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、事前の打ち合わせにより確認した、主治医、ご家族、居宅介護支援事業所へ連絡を致します。

12 事故発生時における対応方法

利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した時は、主治医、保険者、および家族へ連絡を行います。

また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社名	東京海上日動保険株式会社
保険の種類と内容	訪問看護事業者総合保障制度 ・訪問看護事業者賠償責任保険 ・管理者・職員障害保険 ・管理者・職員感染症見舞金補償

13 サービス内容の質に関する情報の提供について

当ステーションでは、サービスの質の向上に向けた取り組みとして、全国訪問看護事業協会「訪問看護ステーションにおける事業所自己評価システム」に基づき自己評価を行っております。

14 サービス内容に関する苦情

当事業所相談・苦情担当窓口

担 当	角野 めぐみ 電話：077-514-1129
-----	-----------------------------

上記以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口があります。

甲賀市健康福祉部長寿福祉課介護保険係

TEL 0748-69-2165 FAX 0748-63-4085

滋賀県国民健康保険団体連合会（大津市中央4丁目5-9）

TEL 077-522-0065 FAX 077-510-6606

【 説明確認欄 】

年 月 日

訪問看護についての重要事項を説明しました。

甲賀市水口町八坂2番52号

訪問看護ステーションオリーブのさと

説明者

訪問看護についての重要事項の説明を受け、係る料金内容の算定に同意します。

また、リハビリを受ける場合には、看護師に代わりリハビリテーション専門の療法士が訪問する
場合があることについても同意しました。

本 人 住 所 甲賀市

氏 名

代理人又は立会人 住 所

氏 名

【介護保険】 訪問看護利用料金表 2025 年 9 月 1 日現在

1. 看護師による訪問看護サービスを利用する場合

【介護保険からの給付サービスを利用する場合 利用者負担：介護保険負担割合表に記載の割合】

	介護予防訪問看護			訪問看護		
	1 割	2 割	3 割	1 割	2 割	3 割
20 分未満	316円	632円	948円	328円	655円	982円
30 分未満	470円	940円	1,410円	491円	982円	1,473円
31 分～60 分未満	828円	1,655円	2,482円	858円	1,715円	2,573円
61 分～90 分未満	1,136円	2,272円	3,408円	1,176円	2,351円	3,526円

○早朝 6：00～8：00・夜間 18：00～22：00 の訪問は 25%増しになります。

○深夜帯 22：00～翌 6：00 の訪問は 50%増しになります。

①20 分未満の利用は、週に 1 回以上は 20 分以上の訪問看護を実施している場合に利用できます。

②上記の料金には、交通費も含まれます。

③准看護師が訪問した場合、上記料金の 90%になります。

2. 療法士の訪問を利用する場合

リハビリテーションを希望される場合は、看護師に代わり当事業所のリハビリテーション専門の療法士が訪問させて頂く場合があります。

【介護保険からの給付サービスを利用する場合 利用者負担：介護保険負担割合表に記載の割合】

	介護予防訪問看護			訪問看護		
	1 割	2 割	3 割	1 割	2 割	3 割
20 分	296円	592円	888円	307円	613円	919円
40 分	592円	1,184円	1,776円	613円	1,246円	1,838円
60 分	444円	888円	1,332円	828円	1,655円	2,482円

※療法士の訪問は 1 週間に 120 分までとなります。

※利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えて介護予防訪問看護を行った場合、所定の金額を減算します。

3. 加算について

介護保険・介護予防訪問看護とも、同一料金になります。

【 料金表 利用者負担：介護保険負担割合表に記載の割合 単位：円】

サービス内容	1割負担	2割負担	3割負担	備 考
緊急時訪問看護加算	599／月	1,197／月	1,795／月	急に状態が変化した場合等、計画外の訪問が可能です。 ＊緊急時の訪問毎に実際の訪問に対し規定の訪問料をいただきます。
複数名訪問加算 看護師 30分未満 30分以上	265／回 419／回	530／回 838／回	794／回 1,257／回	看護師一人での訪問が困難もしくは危険を伴う行為がある場合に加算します。
看護補助者 30分未満 30分以上	210／回 331／回	419／回 661／回	629／回 991／回	看護師以外の従事者が同行した場合に加算します。
長時間訪問看護加算	313／回	626／回	938／回	特別管理加算の対象者で、訪問看護を1時間30分以上行った場合に加算します。
特別管理加算（Ⅰ）	521／月	1,042／月	1,563／月	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している場合に加算します。
特別管理加算（Ⅱ）	261／月	521／月	782／月	特別な医療機器を装着・使用されている状態や真皮を越える褥瘡の状態の場合に加算します。
ターミナルケア加算	2,605	5,210	7,815	死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上の訪問看護を行った場合に加算します。
退院時共同指導加算	626／回	1,251／回	1,876／回	病院や介護老人保健施設の退院または退所にあたり、医師、看護師と連携して在宅生活における指導を行った場合に加算します。
初回加算（Ⅰ）	365／回	730／回	1,095／回	新規に訪問看護計画書を作成し、病院、診療所等から退院した日に訪問看護を行った場合に算定します。
初回加算（Ⅱ）	313／回	626／回	938／回	新規に訪問看護計画書を作成した場合に加算します。
専門管理加算	261／月	521／月	782／月	専門の研修を受けた看護師が、専門的な管理を含む訪問看護を行う場合に加算します。

＊退院時共同指導加算を算定した場合は、初回加算は算定いたしません。

下記内容、当ステーションは該当いたしません。

＊遠隔死亡診断補助加算 150 単位／回

離島等に居住する利用者の死亡診断について、看護師が情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合加算します

＊業務継続計画実施減算 所定単位数の 0.1％を減算

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合減算となります。

＊高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の 0.1％を減算

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進するため、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算となります

4. その他

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

※契約期間中に関係法令が改定されて場合には、改定後の金額を適用するものとします。

【医療保険】 訪問看護 利用料金表 2025 年 9 月 1 日現在

1. 医療保険からの給付サービスを利用する場合

基本利用料	医療保険法に準じた個人負担額
-------	----------------

2. 訪問看護基本療養費

保健師・看護師・理学療法士・作業療法士による訪問看護

			週3日まで 1日につき	週4日目以降 1日につき
①	基本療養費（Ⅰ）	保健師・看護師	5,550 円	6,550 円
		理学療法士・作業療法士	5,550 円	
②	基本療養費（Ⅲ）	外泊中の訪問看護に対しての算定 ※1	8,500 円	

※1 入院中に1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回）に限り算定可能

※週に4日目以降の訪問看護が受けられる方は下記の方になります。

①特別指示書による訪問看護

医療保険で回数制限のある方・介護保険の訪問看護をご利用中の方に対して、主治医より急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の「特別訪問看護指示書」が出た場合、ひと月に1回、指示の日から14日を限度として（但し、気管カニューレを使用している状態・真皮を超える褥瘡の状態の方については、月2回まで）訪問看護が適用となります。

②厚生労働大臣が定めた疾病の方

③特別管理加算算定の方

3. 訪問看護管理療養費

訪問看護、精神科訪問看護とも共通

①	月の初日	訪問看護管理療養費	7,670 円
②	2日目以降	1日につき	3,000 円

4. その他の加算金額

	サービス内容	加算金額	備 考
①	24 時間対応体制加算	6,520 円／月	電話等の対応がいつでも可能です。また、急に状態が変化した場合は訪問が可能です。
②	難病等複数回訪問加算		特別指示書の方
	1 日に 2 回訪問した場合	4,500 円	特別管理加算の方
	1 日に 3 回訪問した場合	8,000 円	疾病条件あり

③	乳幼児加算	下記以外の場合 1,300 円／日	6 歳未満の方 ※ 訪問看護基本療養費の注 11 に規定する乳幼児加算に係る厚生労働大臣が定める者 (1) 超重症児又は準超重症児 (2) 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者 (3) 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
		厚生労働省が定める(※)に該当する場合 1,800 円／日	
④	複数名訪問看護加算 看護師と訪問 看護補助者と訪問 1 日 1 回の場合 1 日 2 回の場合 1 日 3 回以上の場合	4,500 円 3,000 円 6,000 円 10,000 円	看護師一人での訪問が困難もしくは危険を伴う行為がある場合に加算します。 ※看護補助者との訪問は疾病条件あり
⑤	夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円	夜間：18：00～22：00 早朝： 6：00～ 8：00
⑥	深夜訪問看護加算	4,200 円	深夜：22：00～翌 6：00
⑦	緊急時訪問看護加算	月 14 日目まで 2,650 円／日	利用者または、家族の緊急の求めで主治医の指示のもと緊急訪問看護を行ったときにいずれかを加算します。
		月 15 日目以降 2,000 円／日	

5. 病状によって下記の料金が加算されます。

訪問看護、精神科訪問看護とも共通

	サービス内容	加算金額	備 考
①	長時間訪問看護加算 (1 時間 30 分を超える場合)	5,200 円	特別管理加算・特別指示書の場合 1 回／週 ※15 歳未満の厚生労働大臣が定める状態 3 回／週
②	退院時共同指導加算 (1 回・がん末期等は 2 回)	8,000 円	病院や介護老人保健施設の退院または退所にあたり、医師、看護師と連携して在宅生活における指導を行った場合に加算します。
	特別管理指導加算 (特別管理加算の対象者)	2,000 円	
③	退院支援指導加算	6,000 円	病院から退院する日に看護師が訪問し療養上の指導を行った場合に加算します。
		8,400 円	看護師の指導が長時間にわたった場合。 疾病条件あり
④	在宅患者連携指導加算 (月 1 回)	3,000 円	医療関係職種間の連携による指導を行った場合に加算します。

⑤	在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月 2 回まで）	2,000 円	主治医の求めで利用者宅にてカンファレンスを行った場合に加算します。
⑥	看護・介護職員連携強化加算	2,500 円／月	痰の吸引を介護業務に従事する方が行なう場合、看護師が同行し、その指導にあたる時に加算します。
⑦	特別管理加算	5,000 円／月	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している場合に加算します。
		2,500 円／月	特別な医療機器を装着・使用されている状態や真皮を越える褥瘡の状態の場合に加算します。
⑧	専門管理加算	2,500 円／月	専門の研修を受けた看護師が、専門的な管理を含む訪問看護を行う場合
⑨	ターミナルケア療養費 1	25,000 円	在宅、又は特別養護老人ホーム等で亡くなられた方（搬送先医療機関で 24 時間以内の死亡も含む）で、かつ死亡日及び死亡日前 14 日以内に、2 回以上のケアをした場合
	ターミナルケア療養費 2	10,000 円	特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している方（搬送先医療機関で 24 時間以内の死亡も含む）で、かつ死亡日及び死亡日前 14 日以内に、2 回以上のケアをした場合

6. 訪問看護情報提供療養費

下記の提供先へ訪問看護の状況を示す文書を提供した場合に、月に 1,500 円いただきます。

サービス内容	情報提供先
訪問看護情報提供療養費 1	市からの求めに応じての訪問看護の状況を示す文書を添えて利用者の保健福祉サービスに必要な情報を市へ提供した場合。
訪問看護情報提供療養費 2	入学時、転校時等義務教育諸学校からの求めに応じての訪問看護の情報を学校へ提供した場合。
訪問看護情報提供療養費 3	保険医療機関等に入院・入所にあたり、病院、入所先に送る訪問看護に係る情報を主治医に提供した場合。

7. その他の利用料

交通費	1 回 200 円
休日利用料	1 回 1,000 円
長時間加算	1 時間 30 分を超える場合は追加料金をいただきます 30 分毎に 3,000 円（特別管理加算の対象者除く）

※契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。

訪問看護 保険外サービス

介護保険や医療保険でカバーできない内容について、自由契約でのサービスを行います。

1. 訪問看護ステーションオリーブのさと 運営規定に挙げた項目より

サービスの内容	利用料	
1.長時間の訪問看護サービス 所定の訪問看護の時間を超えた場合	日中 30 分毎	3,000 円
	夜間・早朝 30 分毎	4,000 円
	深夜 30 分毎	5,000 円

2. 自由契約によるサービス

サービスの内容	利用料	
1.定期的な訪問ではなく長時間看護師が自宅に滞在して看護を行う場合 2.通常の訪問看護サービス以外 介護保険・医療保険対象外の訪問で保険を使わない、使えない ＊入院中の外泊時の訪問など 3.外出同行サービス 買い物や一日旅行などに看護師の同行を希望される場合	日中 1 時間毎	8,600 円
	夜間・早朝 1 時間毎	10,750 円
	深夜 1 時間毎	12,900 円
	交通費	基準額
3.死亡時の看護 死亡後のご遺体のお世話 (御身体の清拭、更衣、入っていたチューブの抜去と保護など必要なお世話) エンゼルセット	日中 夜間・早朝 深夜 交通費 一式	10,000 円 12,500 円 15,000 円 基準額 実費

＊夜間帯 18 時～22 時 深夜帯 22 時～翌 6 時 早朝 6 時～8 時

＊状況によりお受けできない場合がありますのでご了承ください。